

令和4年度包括外部監査の結果報告書(概要版)

豊中市包括外部監査人 木下 哲

1. 外部監査のテーマ等

監査 テーマ	豊中市強靱化地域計画に関する施策に係る財務事務の執行について
選定 理由	<p>我が国は、自然的条件から地震、台風、豪雨、土砂災害等による災害が発生しやすく、豊中市においても、平成30年6月の大阪府北部地震及び平成30年9月の台風21号を始めとして、大きな人的・物的被害が発生している。</p> <p>一方、地方公共団体によるまちづくりは、暮らしやすさや都市の魅力等を充実・向上させるとともに、住民が安心・安全に暮らすための基盤を形づくる重要な施策であり、豊中市においては、過去の災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ推進していくために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)第13条の規定に基づく「豊中市強靱化地域計画」を令和2年3月に策定している。</p> <p>大規模自然災害への対策はまちづくりを進める上で重要性の高いものであるが、将来への備えであることから、具体的な取組みは、目標とする水準やその充足時期などの設定により、大きな影響を受ける特性を有している。このため、「豊中市強靱化地域計画」に関する施策に係る事務を対象とし、限られた財源の中で、適正かつ経済性・有効性・効率性を踏まえた対応がなされているか監査を行うことは、豊中市の今後の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。</p>
監査の 視点	<ul style="list-style-type: none">豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務の執行が、関連する法令並びに豊中市の条例及び規則等に従い、適切に行われているか。特に、内部統制の観点から、適切に行われているか。豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。豊中市強靱化地域計画に関連する施策に係る財務事務について、豊中市強靱化地域計画との整合性が取れ、適切な目標管理が行われているか。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が19項目、意見が43項目あり、合わせて62項目である。なお、表中の右側にある「頁」は、包括外部監査の結果報告書(本編)における各項目の記載箇所である。

項目		頁	
第3 監査の総括			
1. 豊中市強靱化地域計画について			
① 豊中市強靱化地域計画の対外的な活用について	意見	30	
② 指標や具体的な取組みの基礎となる個別の分野別計画の明示について	意見	31	
③ 指標や目標の見直し等について			
ア) 目標達成済の指標の取扱いについて	意見	31	
イ) 事業の実施方法の変更や状況変化等に応じた目標の見直しについて	意見	32	
ウ) 目標管理のための指標と現状を説明する指標との区別について	意見	33	
2. 各部署共通に発生する事項への対応について		意見	35
第4 監査の結果及び意見			
I 危機管理課			
1. 自主防災体制推進事業			
① 豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金			
ア) 実績報告の添付書類について	結果	43	
イ) 遡及的な交付決定について	結果	44	
ウ) 補助対象の区分について	意見	45	
エ) 補助事業の計画と実績の乖離について	意見	46	
オ) 今後の自主防災組織及び補助金のあり方について	意見	47	
② 総合ハザードマップの内容説明動画編集業務			
ア) 予定価格算定における見積書の前提条件について	意見	48	
2. 避難関連事業			
① 防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託			
ア) 委託料の内訳の精査について	意見	50	
イ) 仕様書における成果品の記載について	意見	53	
② 避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託			
ア) 契約書における委託料の支払に関する規定の明確化について	意見	54	

項目		意見	頁
	イ) 仕様書における成果品の記載について	意見	55
3. 備蓄物資整備・管理事業			
① 備蓄物資整備・管理事業全般			
	ア) 補助金又は交付金を活用して整備された資機材及び備蓄物資の把握について	意見	58
② 非常用発電機保守点検業務			
	ア) 委託業務の内容と随意契約理由の整合性について	意見	59
	イ) 非常用発電機の管理について	意見	60
4. 風水害対策			
① 豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務			
	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について	結果	62
② 「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務			
	ア) 個人情報取扱特記事項の添付について	意見	63
5. 防災対策関連システムの運用			
① 豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託			
	ア) 仕様書に定める操作研修の未実施について	結果	66
② 豊中市河川映像および気象情報配信業務			
	ア) 契約書の表題及び内容や予算科目の不整合について	結果	68
③ 事業評価シートにおける本事業の指標			
	ア) 事業評価における指標の取扱い	意見	69
6. 防災無線運用事業			
① とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う機器更新業務委託			
	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について	結果	71
	イ) 本業務と定期点検業務の随意契約理由の整合性について	意見	73
7. 危機管理課の委託契約における共通事項			
	① 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について	意見	74
II 市民協働部			
1. 地域自治システムの運用 (コミュニティ政策課)			
	① 地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書の記載誤りについて	結果	79

項目		意見	頁
	② 委託業務による成果の還元について	意見	80
III 福祉部			
1. 社会福祉協議会事業補助(地域共生課)			
	① 当初予算額の積算誤りについて	結果	85
	② 退職手当引当不足額に対する補助のあり方について	意見	86
	③ 経営安定化貸付金のあり方について	意見	88
IV 都市計画推進部			
1. 耐震補助事業(建築審査課)			
	① 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の進捗に、より寄与する方策の検討について	意見	90
2. 都市計画調整事業(都市計画課)			
	① 事務事業評価における指標の取扱いについて	意見	95
3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課)			
	① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について	意見	99
4. 千里中央地区再整備(都市整備課)			
	① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について	意見	103
	② 委託業務の成果物の利用について	意見	104
5. 市街地再開発(庄内・豊南)(都市整備課)			
	① 木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度の今後について	意見	107
6. 空き家対策事業(住宅課)			
	① 空き家の家財整理・相続セミナーの公開方法について	意見	111
V 都市基盤部			
1. 維持補修事業(基盤保全課・契約検査課)			
	① 道路構造物補修工事の工事代金の支払方法の定めについて	意見	114
	② 道路構造物補修工事の契約時における印紙税の取扱いについて	意見	115
2. 放置自転車等防止事業(交通政策課)			
	① 設計書における単価の適用誤りについて	結果	118
	② 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について	結果	119
3. 民間駐輪場整備助成事業(交通政策課)			
	① 制度の周知について	意見	123

項目		頁
4. 横断歩道橋改修事業(基盤整備課)		
① 横断歩道橋に係る存続の適否の定期的な検討について	意見	126
5. 道路橋長寿命化事業(基盤整備課・契約検査課)		
① 随意契約理由の公表方法について	意見	131
② 対外的により分かりやすい随意契約理由書の記載について	意見	132
6. 生活道路舗装事業(基盤保全課・契約検査課)		
① 舗装工事契約における指名業者について	意見	134
7. 一般交通安全施設整備事業(基盤保全課・契約検査課)		
① 技術管理者の証明書類について	結果	138
8. 自転車通行空間整備事業(基盤整備課・契約検査課)		
① 最低制限価格制度の運用について	意見	142
VI 上下水道局		
1. 配水管増補改良事業(総務課・水道建設課・契約検査課)		
① 工事決議書・支出負担行為決議書に係る事務処理上の不備について	結果	147
② 契約書への出来高予定額等の記入漏れについて	結果	148
③ 変更協議書の不備について	意見	149
④ 工程表の保管方法について	意見	149
⑤ 変更契約決議に係る公営企業会計システム上の処理の遅延について	結果	150
2. 施設整備事業費(総務課・浄水課)		
① 契約決議書の決裁日について	結果	153
3. 管渠築造費及び庄内終末処理場建設費 (下水道建設課・下水道施設課・契約検査課)		
① 支出負担行為決議書の決裁時期について	結果	160
② 提出書類等への押印廃止の周知について	意見	161
VII 消防局		
1. 消防指令業務の共同運用(消防指令センター)		
① 再委託の未承諾について	結果	163
② 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について	意見	165

項目		頁	
	2. 消防庁舎施設管理(消防総務課)		
	① 施工体制台帳添付書類の不備について	結果	168
	② 建設工事請負契約における承諾書の日付について	結果	171

3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査の結果報告書(本編)を参照のこと。

(1) 監査の総括

部署	経営計画課
意見	① 豊中市強靱化地域計画の対外的な活用について
内容	<p>強靱化地域計画は、複数の所管部局に分かれた防災・減災対策やまちづくりなどの施策を全庁的にとりまとめ、かつその取組状況等を毎年度、定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCA サイクルを繰り返すことを明確に位置付けた点にその特徴がある。</p> <p>現状においても、市のウェブサイト上において、豊中市強靱化地域計画やその進捗状況は公表されているが、防災・減災対策やまちづくりなどの施策を全庁的にとりまとめたものとして、市の施策に対する理解や市民の自主防災意識の醸成等のためにも、対外的な説明責任を一層果たすツールとして積極的に活用することを検討されたい。</p>
部署	経営計画課
意見	② 指標や具体的な取組みの基礎となる個別の分野別計画の明示について
内容	<p>豊中市強靱化地域計画においては、令和3年度時点において、具体的な取組みに関する36の指標が設定されている。</p> <p>具体的な取組みは、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策に対応するものであり、市が災害等のリスクに対してどのように取り組んでいるのかより具体性を持って示すためにも、次期計画策定時においては、指標の基礎となる個別の分野別計画を明示することを検討されたい。</p>
部署	経営計画課
意見	③ 指標や目標の見直し等について
内容	<p>ア) 目標達成済の指標の取扱いについて</p> <p>強靱化地域計画がPDCA サイクルを繰り返すことによる目標管理を前提としていることを踏まえ、目標を達成した指標に関しては、豊中市強靱化地域計画を改定する際に、目標水準の見直しや新たな指標設定の要否を検討されたい。</p>

	<p>イ) 事業の実施方法の変更や状況変化等に応じた目標の見直しについて</p> <p>豊中市強靱化地域計画を改定する際には、事業の実施方法の変更や状況変化等を踏まえ、従前の方法で設定した数値等を目標とすることが適切かどうか見直し、目標水準の見直しや新たな指標設定の要否を検討されたい。また、目標を「増加」や「減少」として最終的な目標水準を設定しない指標についても、あらためて指標の必要性を見直し、必要な場合には、例えば「毎年増加」のように、より具体的な設定の仕方を検討されたい。</p> <p>ウ) 目標管理のための指標と現状を説明する指標との区別について</p> <p>目標管理の視点から、法令等に義務付けられているものや、強靱化地域計画の期間内で市がコントロールすることの困難性が高い指標等については、次期計画策定時において、目標管理のための指標と区別して、現状を説明する指標として位置付ける等、指標の性格を明確にすることを検討されたい。</p>
部署	行政総務課
意見	共通して発生する事項への対応について
内容	再委託の手續や特定随意契約の公表方法等といった複数の部署で共通して発生する事案については、職員個々における法令や手續面への理解促進や遵守意識の醸成等による対応と、個々の職員が行う事務処理に対する組織的な支援等による対応の両面から、今後に向けて必要な対応策を検討されたい。

(2) 個別の事業に関する監査の結果及び意見－危機管理課所管事業

項目	1. 自主防災体制推進事業 ① 豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金
結果	ア) 実績報告の添付書類について
内容	<p>豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金交付要綱において、補助対象団体は、補助事業実績報告書に「写真等の写し」を添付して報告しなければならないものとされているが、令和3年度の補助金15件のうち12件において添付されていないかった。</p> <p>現在の要綱の定めによるならば提出を求める必要があるが、補助金交付事務の簡素化の観点から、提出を求める必要性に乏しいのであれば、要綱の改正により、提出書類の範囲を見直すことも検討する必要がある。</p>

結果	イ) 遡及的な交付決定について
内容	<p>一般的には、要綱等に遡及適用に係る規定がなければ、補助金の交付決定後に発生した経費が補助対象になると考えられるが、豊南校区自治会連合会自主防災会に対する補助金交付決定に関しては、交付決定の日を資機材の購入より前とするために、遡及した日付で交付決定の決裁が行われたものと思われる。</p> <p>補助金の交付決定前に資機材の購入を行うことを認めても、特段の不都合が生じないということであれば、遡及的な交付決定を行うのではなく、実際の交付決定日により、遡及適用を認める旨の条件を付した交付決定を行うべきであった。</p> <p>また、補助金交付事務の簡素化の観点からは、要綱上、交付決定前の資機材の購入についても補助対象とする旨、明記することも考えられる。</p>
意見	ウ) 補助対象の区分について
内容	<p>補助対象事業は、「資機材整備等」と「地域防災活動」の2つに区分されているが、「資機材整備等」と「地域防災活動」の区分が判然としていない面がある。要綱上、「資機材整備等」と「地域防災活動」の区分をより分かりやすく示すことが望ましい。</p>
意見	エ) 補助事業の計画と実績の乖離について
内容	<p>補助事業計画書と補助事業実績報告書の記載内容を比較したところ、その内容がかなり変わっているものが見受けられた。</p> <p>「資機材整備等」については、自主防災組織が自団体において整備の必要性の高い物品を熟知していると考えられることから、補助金交付事務の簡素化の観点からは、補助事業計画書においては、「資機材整備等」と「地域防災活動」の補助金額の配分と「地域防災活動」の具体的な内容を記載することとし、「資機材整備等」における個別具体的な品目名については、実績報告書による報告にとどめることも考えられる。</p>
意見	オ) 今後の自主防災組織及び補助金のあり方について
内容	<p>自主防災組織は、現在、豊中市内に30団体が結成されているが、令和3年度において、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金が交付されたのは、全体の半数の15団体にとどまっている。</p> <p>今後の方向性としては、地域自治組織の結成を支援することで、防災を含めた地域の課題の解決に向け、地域の自主的な取組みを促進することが考えられることから、豊中市地区防災圏自主防災活動支援補助金の交付を受ける自主防災組織が存在する地域以外の状況についても調査し、地域の防災活動への取組みを積極的に支援する必要がある。</p>

項目	② 総合ハザードマップの内容説明動画編集業務
意見	ア) 予定価格算定における見積書の前提条件について
内容	<p>本業務では、予定価格の算定のため、2 者から参考見積書の提出を受けているが、映像尺の想定において、2 者の見積りの前提条件が異なっている点が見受けられた。</p> <p>本件においては、より長い映像尺を想定している株式会社テナシティの見積金額が安価であったため、当該金額をもって予定価格としており、結果的に予定価格に及ぼす影響はなかったが、予定価格の算定における見積書の徴取にあたっては、比較可能性の観点から、前提条件を同一とする必要がある。</p>
項目	2. 避難関連事業 ① 防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託
意見	ア) 委託料の内訳の精査について
内容	<p>防災・福祉ささえあいづくり推進事業業務委託(以下「ささえあい委託」という。)は、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会(以下「社協」という。)に業務委託するものであり、危機管理課では、社協から提出された見積書をもとに契約金額を決定し、契約期間終了後に費目別の内訳について実績報告を受けている。</p> <p>見積書と実績報告における費目別の内訳は異なるが、合計額はいずれも同一となっており、合計額を一致させるための調整が行われているとの疑念を持たれかねない。</p> <p>また、見積書によると、人件費(賃金・諸手当、社会保険料、共済会負担金支出、退職手当積立基金預け金)については、正職員 1 名分が積算されているが、危機管理課によると、ささえあい委託には社協の複数の職員が関与しているとのことであった。</p> <p>ささえあい委託は、随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)によっているが、契約金額の妥当性については、全ての契約方式において、十分な検証が行われる必要がある。</p> <p>については、社協に対し、作業時間(日数)に人件費単価を乗じるなど、業務実施の実態に即した見積書及び実績報告の提出を求め、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>
意見	イ) 仕様書における成果品の記載について
内容	<p>ささえあい委託の仕様書に記載された成果品と社協から実際に提出された提出物を比較すると、対応関係が判然としないものが見受けられた。</p>

	<p>危機管理課によると、校区別の取組状況が一覧できる資料があった方がよいとの判断のもと、仕様書とは異なる形態の成果品を社協に指示したとのことであったが、当該成果品の中に、仕様書に定める「訓練未実施校区への働きかけ及び支援状況についての記載」を確認することができなかった。</p> <p>仕様書における成果品の記載は、委託業務の履行確認にあたって重要な要素となるため、実態に即した記載にする必要がある。</p>
項目	② 避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託
意見	ア) 契約書における委託料の支払に関する規定の明確化について
内容	<p>豊中市では、平成30年度において、避難行動要支援者名簿の作成・管理事務の適正化及び効率化を図るために避難行動要支援者名簿管理システムを導入しており、避難行動要支援者名簿管理システム保守業務委託(以下「名簿保守委託」という。)は、その保守・運用を行うものである。</p> <p>名簿保守委託は月払いで委託料を支払っているが、仕様書では月払いであることが明確に記載されているが、契約書では、「保守点検を実施したとき」との規定であり、月払いであることが明確となっていない。</p> <p>また、業務の性質上、契約期間を通じた保守業務の履行が求められるものであるが、「保守点検を実施したとき」との文言は、受注者により保守点検を実施するか否かを選択できるとの誤解を招きかねない。今後、業務の内容及び支払方法を明確にするよう契約書の文言を検討されたい。</p>
意見	イ) 仕様書における成果品の記載について
内容	<p>名簿保守委託の仕様書において、成果品として、操作マニュアルやシステム設計書が定められているが、これらはシステムの仕様に変更が発生した場合にのみ更新されるものであり、毎年提出を受ける必要はなく、実際にも提出を受けていないとのことであった。</p> <p>仕様書においても、このような実態に即して、必ず提出を求める書類と必要と認める場合に限定して提出を求める書類を区分し、明確に記載することが望ましい。</p>
項目	3. 備蓄物資整備・管理事業 ① 備蓄物資整備・管理事業全般
意見	ア) 補助金又は交付金を活用して整備された資機材及び備蓄物資の把握について
内容	<p>地域防災計画に基づき、災害時に備え、危機管理課が所管する本事業において、資機材及び備蓄物資の調達が行われている。</p>

	<p>一方、地区防災圏自主防災活動支援補助金又は地域自治組織活動交付金の交付を受けた自主防災組織又は地域自治組織が当該補助金等を活用して、整備する資機材及び備蓄物資も存在する。</p> <p>自主防災組織、地域自治組織による資機材及び備蓄物資の整備は、一義的には、当該団体の自主的な判断に委ねるべきものである。しかし、資機材及び備蓄物資の整備について、豊中市が直接予算執行するものだけではなく、自主防災組織地域、地域自治組織が補助制度又は自主財源により整備したものも含めて把握することは、地域ごとの固有の状況や課題認識の把握にも資すると考えられる。</p> <p>今後、危機管理課においても、コミュニティ政策課との連携を強化し、豊中市の補助金又は交付金を活用して整備した資機材及び備蓄物資の状況について把握することを検討されたい。</p>
項目	② 非常用発電機保守点検業務
意見	ア) 委託業務の内容と随意契約理由の整合性について
内容	<p>豊中市では、市立小学校 41 校及び中学校 18 校のコミュニティ防災資機材庫等、全 76 ヶ所に非常用発電機を合計 80 台配備しており、本業務は、その保守点検及び必要が生じた時点で消耗品(ガソリン、バッテリー)の入替えを行うものである。</p> <p>本業務は、随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)によっており、随意契約理由書には、緊急時の迅速な対応が可能な点も記載されているが、仕様書においては、緊急時の対応について明確には記載されていない。</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約は、契約先の唯一性が強く求められるものであり、仕様書においても、緊急時における迅速な対応についても明記することにより、委託業務の内容と随意契約理由の整合性を確保する必要がある。</p>
意見	イ) 非常用発電機の管理について
内容	<p>非常用発電機保守点検業務の点検報告書を閲覧したところ、緊急時に迅速に使用できる状況となっていない可能性のある事項の記載が見受けられた。</p> <p>危機管理課によると、点検作業の後、適切に是正の措置を行ったとのことであるが、常時、迅速に使用できる状況にしておかなければ、緊急時に十分な対応ができないことも想定される。</p> <p>コミュニティ防災資機材庫は、小中学校や自主防災組織など、複数の関係者による管理が行われており、責任の所在が不明確となる可能性が</p>

	あるため、点検作業の実施時期にかかわらず、継続的に適切な管理が行われるよう、関係者に管理方法の周知を図る必要がある。
項目	4. 風水害対策 ① 豊中市浸水・高潮・土砂災害ハザードマップ作成等業務
結果	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について
内容	<p>本業務は、新たに高潮ハザードマップの作成を行うとともに、既に作成済みである浸水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップと合わせた冊子用データを作成することを目的とするものであるが、仕様書で定められた業務計画書が提出されていなかった。</p> <p>危機管理課によると、業務計画書は工程表により代替できるものであり、実質的に問題はないとのことであるが、仕様書に記載された書類については、網羅的に提出を受ける必要がある。</p>
項目	② 「豊中市総合ハザードマップ」宅配業務
意見	ア) 個人情報取扱特記事項の添付について
内容	<p>本業務は、豊中市総合ハザードマップについて、市内全域の全世帯と全事業所に原則として各 1 部配布することを委託するものであるが、配布にあたっては、受託者が自らエリアごとの配布先を確認して実施しているとのことであり、受託者自らが個人情報を収集していることになる。</p> <p>一般的な委託契約において添付される「個人情報取扱特記事項」においては個人情報の収集の制限に係る規定が設けられているが、本業務の契約書には、「個人情報取扱特記事項」が添付されておらず、契約書において、個人情報等の漏洩の禁止に係る規定は設けられているものの、収集の制限に係る規定が設けられていなかった。</p> <p>他の委託契約と異なった規定とすることに合理的な理由はなく、逆に契約書に個人情報の取扱いに係る規定を包含させることで、必要な規定が漏れてしまう可能性もあるため、「個人情報取扱特記事項」を添付する取扱いとする方が望ましかったものと言える。</p>
項目	5. 防災対策関連システムの運用 ① 豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託
結果	ア) 仕様書に定める操作研修の未実施について
内容	<p>豊中市危機管理対策支援システム運用保守業務委託は、豊中市危機管理対策支援システムの運用及び保守(ハードを除く。)業務を行うものであり、当該業務委託契約の仕様書には、操作研修の実施についての記載があるが、本システムの操作方法については、既に習熟している職員が多く、研修の必要性が乏しいこともあり、実際には開催されていないことであった。</p>

	<p>そのような事情については理解できる面はあるが、結果的に、仕様書の内容と実際の業務が整合していないことになるため、操作研修の必要がないのであれば、仕様書から削除すべきであったと考える。</p>
項目	② 豊中市河川映像および気象情報配信業務
結果	ア) 契約書の表題及び内容や予算科目の不整合について
内容	<p>豊中市河川映像および気象情報配信業務は、豊中市における気象予測や、防災体制準備及び解除判断に必要な河川映像及び気象情報の提供を行うものであり、映像の提供を受けるだけでなく、3 時間以内に時間 50mm 以上の降雨が予想される場合や台風が近畿地方に接近する場合には、気象予報士より豊中市担当職員宛に見通しをメール通知するなどの内容も含まれている。</p> <p>本業務の契約書は、表題については、「賃貸借契約書」とされているが、条項等の内容については、委託契約書のひな形を使用して作成されており、契約書の表題と内容が整合していない。</p> <p>また、本業務に基づく支出額は使用料として執行されているが、映像配信について、WEB サービス利用料にあたるのであれば、使用料として執行することに妥当性があるものの、気象予報士からのメール通知については、調査の委託としての側面が強く、委託料として執行すべきとも考えられる。</p> <p>本業務には、多岐に亘る内容が含まれており、どの支出科目が適切については、契約内容を改めて吟味する必要があるが、少なくとも契約書の表題と内容の不整合については速やかに解消すべきである。</p>
項目	③ 事業評価シートにおける本事業の指標
意見	ア) 事業評価における指標の取扱い
内容	<p>「令和 4 年度事業評価シート(令和 3 年度実施分)」では、評価の指標として「大阪府防災情報システム情報発信回数」を挙げているが、目標 1 件に対して、平成 30 年度に 2 件の実績があるのみで、他の年度は 0 件となっている。これは、災害により人的・物的被害が発生した際に、大阪府防災情報システムを通じて大阪府へ情報発信が行われるところ、平成 30 年度には、大阪府北部地震及び台風 21 号の 2 度にわたり人的・物的被害の発生があったが、他の年度は災害の発生はあったものの、人的・物的被害が発生しなかったためである。</p> <p>このように災害の有無によって実績が左右されるような指標により事業を評価するのは適切でなく、例えば、災害に備えた情報発信の訓練の回数を指標とするなど、適切かつわかりやすい指標を選ぶことが求められる。</p>

項目	6. 防災無線運用事業 ① とよなか同報通信システムFAPC保守期限切れに伴う機器更新業務委託
結果	ア) 仕様書に基づく提出書類の不備について
内容	<p>とよなか同報通信システムの操作端末は納入より11年以上経過し、経年劣化が進行しており、メーカーによる保守も終了しているため、故障発生時に修理不可となっていることから、本業務において、危機管理課内に設置されている親局設備の一部機器を更新することとしたものである。</p> <p>仕様書に定める機器承認願については、仕様書において指定している品目(型番)と実際に納入する機器が一致しているのであれば、特段、提出を求める必要はないと考えられるが、仕様書には、プリンターを除き具体的な型番は記載されていない。よって、請負者が機器承認願において具体的なメーカー、型番等を記載し、その内容を豊中市において確認し、承認するという過程を経ることが望ましいと考えられる。</p> <p>また、データ消去作業完了報告書については、交換したパソコンのハードディスク内のデータ流出を防止する観点から、提出を求めることには大きな意味があると考えられるが、実際には提出されていなかった。</p> <p>仕様書において提出を求めている書類については、漏れなく提出を求める必要がある。</p>
意見	イ) 本業務と定期点検業務の随意契約理由の整合性について
内容	<p>本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とされており、その随意契約理由においては、契約先である西菱電機株式会社大阪支社をソフトウェアの製作事業者であると認識している。一方、同報通信システムについては、本業務とは別に定期点検業務があり、本業務と同一事業者との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結しており、その随意契約理由においては、「代理店」とされており、本業務の随意契約理由と整合していない。</p> <p>契約先が委託契約の履行において担っている役割を再確認し、実態に即した随意契約理由とすべきである。</p>
項目	7. 危機管理課の委託契約における共通事項
意見	① 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について
内容	<p>危機管理課における委託契約の多くにおいて、一括再委託等の禁止について、契約書に次のような規定が置かれている。</p>

	<p>この規定においては、一括再委託を禁止していることに加え、「設計図書において指定した主たる部分」についての再委託についても禁止している。</p> <p>この点、「再委託に関するガイドライン」(豊中市総務部契約検査室平成29年8月改正)においては、「業務の履行にあたって、契約の相手方が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主たる部分」として、原則、明示することとします。」とされているが、監査の対象とした委託契約において、仕様書への明示が行われていなかった。</p> <p>危機管理課においても、「再委託に関するガイドライン」の趣旨に則り、仕様書に再委託に係る「主たる部分」を明記することを検討すべきである。</p>
--	---

(3) 個別の事業に関する監査の結果及び意見－市民協働部管事業

項目	1. 地域自治システムの運用(コミュニティ政策課)
結果	① 地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書の記載誤りについて
内容	<p>上野地域連絡会への地域自治組織活動交付金の交付決定に係る起案書においては、小学校区の人口と年少人口率係数が誤って記載されていた。</p> <p>助成限度額の算定は正しい校区人口と係数をもとに行われ、交付決定額自体は正しく算定されているものの、起案書には正確な数値を記載する必要がある。</p>
意見	② 委託業務による成果の還元について
内容	<p>地域づくり活動計画策定アドバイザー業務を委託することにより、特定の地域自治組織における地域づくり活動計画の策定支援を行っているが、本委託契約で得られた成果を既存の市内の地域自治組織や、今後、地域自治組織の設立を検討している地域に対しても、最大限還元する必要があると考える。</p> <p>たとえば、本委託業務を通じて作成された地域活動動画(コンテンツ)の中には、住民の防災意識と地域の防災力を高めるために、極めて有用な取組みが含まれており、市内の他の地域においても同様の取組みを展開することは、強靱化にも資するものと考ええる。</p> <p>現在、市のホームページにおいて、各地域自治組織における行事等を「お知らせ」として掲載しているが、これに加えて、他の地域においてもノウハウを共有できるよう、地域自治組織における先進的な取組みをデータベース化するなどの方策を検討されたい。</p>

(4)個別の事業に関する監査の結果及び意見－福祉部管事業

項目	1. 社会福祉協議会事業補助(地域共生課)
結果	① 当初予算額の積算誤りについて
内容	<p>社会福祉法人豊中市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱(以下、本項において「要綱」という。)に基づく社協への補助金については、地域共生課のほか、長寿安心課においても執行されている。</p> <p>地域共生課の予算上、社協補助金は、細節「補助金」及び細節「社会福祉協議会補助金」の2つに区分されており、このうち、細節「社会福祉協議会補助金」については、平成21年3月に解散した財団法人豊中市福祉公社(以下「公社」という。)の事業を社協に引き継ぐにあたり、公社から社協に移籍した職員(以下「旧公社職員」という。)の退職手当引当不足額に対する補助とのことであった。</p> <p>本来、細節「社会福祉協議会補助金」には、当該年度において退職する旧公社職員の退職手当引当不足額を計上することになっており、令和3年度における当該金額は1,152千円であったが、市の担当者が当初予算額を積算する際、誤って、社協における令和3年度の退職給付引当金繰入額の予算額である8,785千円としてしまっている。</p> <p>実際に細節「社会福祉協議会補助金」から執行されているのは、1,152千円で、当初予算額との差額7,633千円は執行残となっており、結果的に、補助金を過大に交付した訳ではないが、予算の積算は正確に行う必要がある。</p>
意見	② 退職手当引当不足額に対する補助のあり方について
内容	<p>公社の解散に先立つ平成21年1月7日付けで、社協、公社及び豊中市の3者間で「財団法人豊中市福祉公社事業の承継に関する協定書」(以下「協定書」という。)が、また、社協及び公社間で「職員の引継ぎに関する取決め」(以下「取決め」という。)が交わされ、旧公社職員の身分や任用、給与等の取扱いについて合意されている。また、公社における退職金の支給基準は社協職員の水準とは異なっていたところ、旧公社職員について、社協移籍後も、公社在籍時の条件を継続することを合意しているとのことであった。</p> <p>取決めでは、退職金の支給に必要な財源は、公社から社協に引き継がれることとされており、市が旧公社職員に係る退職手当引当不足額に対する補助を行う必要性はないようにも思われ、そもそも、市も当事者となっている協定書においては、市の退職手当引当不足額に対する補助について、何ら触れられていない。</p>

	<p>旧公社職員は、現時点においても26名が社協に在籍しているということであり、今後も、退職金の支給が見込まれることから、市が公社職員の退職手当引当不足額に対する補助を行う根拠や必要性について、改めて整理しておく必要がある。</p> <p>また、市が事業補助と別枠で積算するのであれば、社協から市に提出された補助金に係る精算書においても、退職手当不足額に係る部分を明確に区分すべきである。</p>
意見	③ 経営安定化貸付金のあり方について
内容	<p>市は、毎年度当初に社協に対する経営安定化貸付金の貸付けを行い、年度末に同額の償還を受けている。令和元年度までは、介護保険事業に係る介護報酬及び障害者総合支援事業に係る報酬の3ヶ月分に相当する額を貸し付けていたが、令和2年度以降、毎年0.5ヶ月分ずつ対象月数を減少させることとしており、令和3年度は2ヶ月分として64,500千円を貸し付けている。そして、今後、令和7年度には貸付額を0とする予定としている。</p> <p>この点、毎年度末において、一旦、貸付金全額が償還される形となることから、社協の貸借対照表において、市からの借入金が増えるのではなく、市が公表している「出資法人等評価・カルテシート」においても当該貸付の存在が明らかになっていない。</p> <p>より透明性を確保した財政運営手法とするためにも、上記の点を踏まえて、あらためて社協への経営安定化貸付金のあり方を見直されたい。</p>

(5) 個別の事業に関する監査の結果及び意見－都市計画推進部所管事業

項目	1. 耐震補助事業(建築審査課)
意見	① 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の進捗に、より寄与する方策の検討について
内容	<p>市では「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」に基づき、耐震化に向けた施策を進めているところであり、令和2年度(2020年度)の中間検証においては、市有建築物に比べ、住宅や多数の者が利用する民間の建築物等については耐震化が計画的に進まない状況である。</p> <p>民間所有の建築物等への対応ということもあり、市が対応できる対策には限界もあるが、施策の実効性をより高めるためには、目標達成を難しくしている原因を直接的に克服できるような対応策を検討する必要がある。例えば、期間を限定した上での補助額の上乗せや融資制度を設けた上での金利等での優遇や改修後一定期間における固定資産税の減</p>

	<p>免、テナント・入居者の一時移動費用等の一部を補助することなどが考えられる。</p> <p>補助額を増額するなどの施策については、市単独の財源によることは難しい面もあると思われることから、大阪府の補助制度などの動向も注視しつつ、現状の取組みによる成果を踏まえ、より目標達成に寄与する方策を検討されたい。</p>
項目	2. 都市計画調整事業(都市計画課)
意見	① 事務事業評価における指標の取扱いについて
内容	<p>「令和4年度事務事業評価シート(令和3年度実施分)」では、評価の指標として「都市計画証明申請件数」を挙げているが、本事業は、都市計画制度を適切に運用するための土地利用調査等の調査分析及び施策推進に向けた都市計画に関する情報発信を行うものであり、その目的が達成されているかどうかという際の判断基準としては適切なものとは言い難い。</p> <p>本事業の場合であれば、例えば、都市計画窓口システムによる情報提供サービスの出力件数などでも、事務を適切に実施していることを示す指標となり得るものと思われる。いずれにせよ、適切かつわかりやすい指標とするよう見直しを検討されたい。</p>
項目	3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課)
意見	① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について
内容	<p>本事業においては公共用地の取得を行っており、その参考資料とするため、大島町一丁目及び二丁目の土地にかかる不動産鑑定評価業務が行われている。</p> <p>当該不動産鑑定評価業務においては、不動産鑑定評価を行う法人との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結している。市は、公共事業に係る不動産鑑定評価業務は、対象不動産の状況に関する不動産鑑定士との協議などを踏まえて仕様が確定することが多いことや、その専門性より民法第643条にある委任契約に相当するものであることから、適正な鑑定評価を行う上で必要となる事前の複数回の打合せを行うことを可能とすべく随意契約を行うものとしている。</p> <p>また、契約金額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき算定され、契約先によって変動しないことから、市は令和2年12月に定めた「用地取得に関する不動産鑑定評価依頼事務処理要領」に基づき、契約先を選定している。</p>

	<p>しかし、不動産鑑定評価業務自体にはその業務内容に特殊性がなく、かつ市内事業者の数も少なくないことから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とするのは疑問である。確かに、不動産鑑定評価業務の特性上、契約金額が高額になるケースは希であるが、予定価格が50万円を超える事案については、他の地方公共団体の事例等も踏まえ、今後、入札等の競争性がある形での契約先選定方法についても検討されたい。</p>
項目	4. 千里中央地区再整備(都市整備課)
意見	① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について
内容	<p>「3. 庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業(都市整備課)」に記載の「① 不動産鑑定評価依頼における随意契約について」と同一の内容である。</p>
意見	② 委託業務の成果物の利用について
内容	<p>本事業においては、「千里中央地区活性化基本計画」の実現に向けて、防災性に強いまちづくりを進めるために、地区内施設の所有者及び管理者が情報を共有する共通のプラットフォームとして令和2年度に設立した「防災ワーキング」が行う地域防災の検討内容の立案、資料作成及び防災訓練などを支援する委託業務を実施している。</p> <p>当該委託業務の成果物として市に報告書が提出されているが、その内容は、千里中央地区における防災の基本コンセプトについて触れており、千里中央地区の施設の利用者にとっては、防災意識を高める良い材料になる資料である。</p> <p>現段階における本業務の報告書については、そのままの形での公開は難しい情報等が含まれているが、そのエッセンスは市民にとっても十分有益である。今後、市民向けに情報を整理した上で発信する方法を検討されたい。</p>
項目	5. 市街地再開発(庄内・豊南)(都市整備課)
意見	① 木造賃貸住宅建替促進等家賃補助制度の今後について
内容	<p>本補助制度は、住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づく重点整備地区内における木造賃貸住宅等の建替を促進することを目的に、建替える賃貸住宅等に従前から居住している者が建替えた後の賃貸住宅等にもそのままの家賃で居住することを可能にするため、当該対象住宅の家主に対して従前の家賃と建替後の家賃の差額を補助するものである(原則10年を限度とする。)</p> <p>令和3年度における本補助制度の実績は1件(交付額73,500円)であったが、補助の対象となっていた入居者が、令和3年8月末をもって</p>

	<p>対象賃貸住宅等を退去して補助対象ではなくなり、その後、令和 4 年 8 月現在においても利用実績はない。</p> <p>庄内・豊南町地区には「大阪府密集市街地整備方針」において解消の対象とされている危険密集(地震時等に著しく危険な密集市街地)が含まれており、他の地方公共団体の動向も踏まえつつ、本補助制度のメリットやデメリットを比較衡量するとともに、利用対象となり得る市民の意向や動向などを調査し、実際に活用される制度となるよう見直しを図られたい。</p>
項目	6. 空き家対策事業(住宅課)
意見	① 空き家の家財整理・相続セミナーの公開方法について
内容	<p>本事業は、総合的な空き家対策方針に基づき、住宅の適切な管理の推進や中古住宅の流通促進、管理不全空き家の改善・解消をめざすものであり、令和 3 年度における本事業の細事業には空き家の家財整理・相続セミナーの開催が含まれている。当該セミナーは、定員 40 人であったのに対し参加者が 28 人と、新型コロナウイルス感染症の影響があったことを考慮するならば、一定の需要があるセミナーといえる。</p> <p>空き家を相続する可能性がある 40 歳代から 60 歳代は、IT に関する知識も一定程度浸透した世代であることから、インターネット配信による Web セミナーはメリットが大きいものと考えられる。</p> <p>本セミナーは「大阪の住まい活性化フォーラム」(事務局:大阪府)との共催であり、同フォーラムにおけるセミナー運営マニュアルでは、講演内容の録画・録音が原則として禁止されているとのことであるが、今後開催するセミナーでは、共催者や出演者などと協議した上で、インターネット配信によるセミナーの公開を検討されたい。</p>

(6) 個別の事業に関する監査の結果及び意見－都市基盤部所管事業

項目	1. 維持補修事業(基盤保全課・契約検査課)
意見	① 道路構造物補修工事の工事代金の支払方法の定めについて
内容	<p>特記仕様書においては、道路構造物補修工事の工事代金の支払方法は分割払いを原則とし、3 ヶ月に一回を目安に行う旨を定めているが、令和 3 年度においては、いずれの工区も全工事の完了後に工事代金を一括で支払っており、結果として、特記仕様書が想定した運用と異なっている。</p> <p>受注した施工業者から正式な書面での申し出がなかったため一括払いとしたとのことであるが、例えば、工事代金の支払方法は一括払いと部分払いの選択制とし、部分払いを求める場合には、書面にて申し出た上</p>

	で市と事前に協議する旨を特記仕様書に明記する等、実態に即した内容とすることを検討されたい。
意見	② 道路構造物補修工事の契約時における印紙税の取扱いについて
内容	<p>道路構造物補修工事においては、指名競争入札の結果落札した者と「建設工事請負契約書」を締結するほか、市からの個々の工事の施工指示を行う「指示書」に基づき、「契約書」(指示契約金額が 130 万円を超える場合)または「承諾書」(指示契約金額が 130 万円以下の場合)が作成される。</p> <p>現状、「建設工事請負契約書」に関しては、予定金額を税込とした額を印紙税法の 2 号文書(請負に関する契約書)に記載された契約金額とし、この金額に応じた印紙を貼付している。また、「契約書」または「承諾書」については、「工事単価契約の事務フロー」に従い、印紙の貼付は不要としている。</p> <p>しかし、「建設工事請負契約書」は印紙税法上の 2 号文書ではあるものの、単価契約であることから、記載の内容によっては、契約金額の記載のないもの(印紙税額 200 円)に該当する可能性がある。また、「契約書」または「承諾書」は課税文書とされていないが、印紙税法上の 2 号文書に該当する可能性があり、その場合は、記載された契約金額(指示契約金額)に応じた印紙を貼付する必要がある。</p> <p>印紙は施工業者の負担により貼付するものであるが、「建設工事請負契約書」、「契約書」及び「承諾書」における印紙税の取扱いについては、あらかじめ所轄税務署等に問い合わせる等し、適切な印紙の貼付がなされるよう対応する必要がある。</p>
項目	2. 放置自転車等防止事業(交通政策課)
結果	① 設計書における単価の適用誤りについて
内容	<p>平成 30 年 12 月 25 日に受託者を募集した放置自転車対策一括業務委託契約においては、業務委託料上限額の設計に際して、その一部に国土交通省が公表する公共工事設計労務単価を採用しているが、「事業用貨物自動車(トラック)」に係る委託料の積算にあたり、その前年の平成 29 年 3 月から適用する労務単価(運転手(一般)、軽作業員)を採用している。</p> <p>本来、直近の平成 30 年 3 月から適用する単価を採用することが適切であったものであり、その場合よりも 20 万円程度(年額:税込)過少となっている。影響額は大きくないものの、今後、業務委託料の設計額を算定するにあたっては、直近の単価を適用し、より実態に即したものとする必要がある。</p>

結果	② 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について
内容	<p>放置自転車対策一括業務委託は、令和4年度から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するものとして、令和3年度までの受注者である公益社団法人豊中市シルバー人材センターと契約を締結している。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、シルバー人材センター等と随意契約(特定随意契約)を締結する場合には、豊中市財務規則第104条の2の規定により、あらかじめ契約の発注見通しや契約の相手方の決定方法並びに選定基準などを公表するとともに、契約締結後においても所定の事項を公表することが求められているが、本契約に関しては、市のウェブサイト上、特定随意契約に係る情報を掲載するための「福祉施設等との随意契約の公表」のページに掲載されていない。</p> <p>また、「随意契約理由」には、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターより役務の提供を受けるもの。」としか記載されておらず、本来、公表が求められる契約の相手方の決定方法や契約の相手方とした理由などは明示されていない。本契約は、令和3年度までは公募型プロポーザルにより事業者を募集していたものでもあり、所定の公表事項を明確に示す必要がある。</p>
項目	3. 民間駐輪場整備助成事業(交通政策課)
意見	① 制度の周知について
内容	<p>令和3年度における民間駐輪場整備助成台数の実績はなく、市のホームページにて、民間駐輪場整備助成事業の概要、申請方法、関連する書類の様式及び問い合わせ先等が掲載されているが、結果として、助成金制度の周知としては十分ではなかったものと言える。今後も、周知文の市の広報誌への掲載や作成済のリーフレットを市のウェブサイトに登載するなど、助成金制度の周知に引き続き努力されたい。</p>
項目	4. 横断歩道橋改修事業(基盤整備課)
意見	① 横断歩道橋に係る存続の適否の定期的な検討について
内容	<p>豊中市においては、令和3年度からの第3期横断歩道橋長寿命化計画の策定に際して、令和2年度に管理する14橋の利用状況調査(12時間通行量調査)を実施し、その際、「①利用者数が20人未満か否か」、「②通学路指定の有無」、「③代替手段となる横断歩道の有無」の3条件を定め、全ての条件に該当する横断歩道橋については存続の適否を検討する対象としている。</p>

	歩行者の経路選択や通学路の変更等により、各横断歩道橋の利用実態は変化する可能性があることから、今後も、横断歩道橋の利用実態等を踏まえた存続の適否の定期的な検討をルール化されたい。
項目	5. 道路橋長寿命化事業(基盤整備課・契約検査課)
意見	① 随意契約理由の公表方法について
内容	<p>豊中市財務規則第 104 条の 2 第 3 号では、契約締結後に契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表することが規定されている。</p> <p>本事業では新千里 2 号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託に関して随意契約を締結しているが、随意契約理由書は市のウェブサイト上の「入札・契約情報>随意契約理由の公表」ではなく、「入札・契約情報>入札結果>令和 3 年度入札結果(測量及び建設コンサルタント業務)」に掲載されている。</p> <p>しかし、この掲載方法は公表されていないため、ウェブサイト上の「随意契約の理由の公表」のページだけを閲覧した場合には、当該ページに掲載された案件以外の随意契約は存在しないと誤認するおそれもある。複数のページにおいて公表するのであれば、掲載方針などのルールも併せて公表することや、関連ページのリンクを貼付するなど、市民がアクセスしやすく、明瞭に認識できる公表方法を検討されたい。</p>
意見	② 対外的にもより分かりやすい随意契約理由書の記載について
内容	<p>新千里 2 号線(北新田橋)改修及び床版補強設計委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するとして随意契約にて契約を締結している。</p> <p>随意契約理由書は所定の記載方法に沿って作成されており問題はないが、本件の背景には、北新田橋が中国道をまたぐ橋梁であり、工期に自由度がなく通常以上の工期短縮が求められる点があり、その点を示した方が、市民などの外部者に対しては、より必要性を理解しやすいものであったと言える。</p> <p>随意契約理由書に冗長な記載は避けるべきであるが、市のウェブサイトに掲載されるものでもあることから、今後、対外的にもより分かりやすく随意契約の必要性を示す記述とするよう留意されたい。</p>
項目	6. 生活道路舗装事業(基盤保全課・契約検査課)
意見	① 舗装工事契約における指名業者について(監査の意見)
内容	<p>予定価格が 3 千万円以上の建設工事については「豊中市建設工事一般競争入札実施要領」により一般競争入札となるが、それ以外については、原則として、指名競争入札が実施されている。</p>

	<p>舗装工事に関する指名業者の選定は、舗装工事の工種で市の登録業者名簿に記載のある市内業者から、希望順位・審査点数・等級等を考慮して行われている。指名業者 5 者のうち、市内業者で希望順位 1 位・等級 A の業者は 5 者あるが、このうち 4 者は指名業者に選定されているが、1 者は指名業者に選定されていなかった。これは、市は電子入札により入札手続を行っているものの、当該 1 者は電子入札に必要な手続を行っていないことから、指名業者に選定することができなかつたためとのことであり、結果として、希望順位 1 位であるものの等級 C の業者が指名されている。</p> <p>市内業者の受注機会の拡大の観点からは、指名業者を市内業者に限定することに留意すべきではあるが、競争性の確保の観点からは、指名業者数を増やすことを検討すべきであり、登録業者のうち電子入札に必要な手続を行っていない者に対して、積極的に所定の手続を行うよう推奨されたい。</p>
項目	7. 一般交通安全施設整備事業(基盤保全課・契約検査課)
結果	① 技術管理者の証明書類について
内容	<p>反射鏡設置工事(単価契約)前期の建設工事請負契約書第 10 条においては、現場代理人及び主任技術者等について規定しており、受注者は、現場代理人や主任技術者等を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないが、提出された監理技術者資格者証の上、有効期限が切れていることが判明した。</p> <p>監理技術者の資格を証する監理技術者資格者証の提出を求めるのであれば、資格内容、氏名及び有効期限等の事項について内容を確認し、工事期間において適正な資格者が工事に携わることを把握する必要がある。</p>
項目	8. 自転車通行空間整備事業(基盤整備課・契約検査課)
意見	① 最低制限価格制度の運用について
内容	<p>阪急東側線自転車通行空間整備工事(3 工区)は指名競争入札により受注業者を選定しており、落札金額は 25,083,000 円(税抜)であったが、最低制限価格未滿失格となった 4 者の入札金額を見ると、最も低い入札金額の者でも最低制限価格から 70,000 円低い水準の金額にとどまっている。</p> <p>最低制限価格制度の運用自体は認められたものであり否定するものではないが、本件の場合、異なる 4 者が最低制限価格に近い金額で応札しており、これらの事業者全てが契約の内容に適合した履行ができないうおそれがあったとは考えにくい。</p>

	<p>市は既に、令和 5 年度の実施に向けて、低入札価格調査制度の導入についての具体的な検討を進めているところであり、今後、契約の内容に適合した履行を確保しつつ競争性を発揮できるような入札方法となるよう期待する。</p>
--	--

(7) 個別の事業に関する監査の結果及び意見－上下水道局所管事業

項目	1. 配水管増補改良事業(総務課・水道建設課・契約検査課)
結果	① 工事決議書・支出負担行為決議書に係る事務処理上の不備について
内容	<p>「令和 3 年度水道配水管設計業務委託(No1)」の支出負担行為決議書においては、決裁日の記入自体が漏れていた。また、決議書等の行政文書に鉛筆や消せるボールペンなどを使用することは、文書改ざんの疑念を生じさせることとなるため、市では行わない運用とされているが、工事決議書・支出負担行為決議書の決裁日が鉛筆書きの事案も多見された(全 12 件)。</p> <p>いずれも事務処理上の基本的なルールであり、今後、適切な事務処理の徹底を図る必要がある。</p>
結果	② 契約書への出来高予定額等の記入漏れについて
内容	<p>債務負担行為に係る契約については、建設工事請負契約書に、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)及び、支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を記載することとされているが、「令和 2 年度配水管敷設工事(No.607 千里園 2 丁目地内)」の建設工事請負契約書上、支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額の記載が漏れたまま契約が締結されている。</p> <p>契約書の作成業務は契約検査課の所管であり、その後の確認作業は上下水道局総務課が行うこととされているが、双方において確認作業が不十分であったものと言える。今後、契約書の作成及びその内容の確認作業を慎重に行う必要がある。</p>
意見	③ 変更協議書の不備について
内容	<p>「令和 2 年度配水管敷設工事(No.602 長興寺南 4 丁目地内)」において契約変更を行うにあたり業者から提出される変更協議申請書日付に記載漏れがあった。</p> <p>業者から提出される申請書ではあるものの、申請日を明確にするためにも、日付の記入を業者に指導することが適切である。</p>

意見	④ 工程表の保管方法について
内容	<p>建設工事請負契約書第3条において、契約締結後14日以内に請負代金内訳書及び工程表の提出を求めており、上下水道局においては、請負代金内訳書は独立したファイルに保管し、工程表については原議書に保管することとしているが、このうち工程表について原議書への綴り込みが漏れている事例が散見された(全14件)。</p> <p>請負代金内訳書及び工程表は受注者から上下水道局建設課に提出され、それらの確認作業は上下水道局総務課が行うこととされている。その処理には複数の部署が関連するが、最終的に原議書などへの所定の綴り込みがなされない場合、行政文書として不十分な保管となるおそれがある。</p> <p>工程表自体は受注者から提出されているものの、今後、原議書など所定の綴り込みがなされるよう事務処理を徹底されたい。</p>
結果	⑤ 変更契約決議に係る公営企業会計システム上の処理の遅延について
内容	<p>「令和2年度配水管敷設工事(No601 宮山町2丁目地内外)」においては、令和3年4月8日における受注者からの変更協議申請の提出を受けて、令和3年4月20日に変更支出負担行為決議書を決裁し、令和3年4月27日に変更契約を締結している。</p> <p>しかし、本件においては、上下水道局総務課で行うべき処理が大幅に遅れ、上下水道局公営企業会計システム(水道事業会計)から出力される帳票である変更契約決議書の決裁日が令和3年7月5日となっており、変更支出負担行為決議書(令和3年4月20日決裁)と不整合を起こしている。</p> <p>公営企業会計でありながら一般会計等と同一の財務会計システムを併用せざるを得ない上下水道局特有の問題ではあるが、今後このようなことがないように改善策を講じる必要がある。</p>
項目	2. 施設整備事業費(総務課・浄水課)
結果	① 契約決議書の決裁日について
内容	<p>「令和3年度服部配水ブロック計装設備工事」に係る契約決議書の起票日付が令和3年8月31日となっているにもかかわらず、その決裁日付は「令和3年8月30日」と起票日より前の日付になっており、その記入も鉛筆でなされていた。</p> <p>市の契約決議書の決裁日はシステム上で自動入力されず、手書きで記入する運用となっているが、市の意思決定過程を明確に示すものであり、慎重に処理されることが求められる。契約決議書の処理は上下水道</p>

	局総務課の所管であるが、今後、適切な事務処理の徹底を図る必要がある。
項目	3. 管渠築造費及び庄内終末処理場建設費 (下水道建設課・下水道施設課・契約検査課)
結果	① 支出負担行為決議書の決裁時期について(下水道施設課)
内容	<p>地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為を支出負担行為と呼び、地方自治法上、法令又は予算の定めるところにより行うことと定められている。また、地方公共団体の会計年度は、地方自治法上、毎年4月1日から翌年3月31日と定められていることから、契約締結を含む予算の執行は、年度開始前に行うことができない。</p> <p>一方、「令和3年度庄内下水処理場消毒設備更新工事」においては、前年度の令和2年度末に開催される建設工事請負業者審査会に、当該契約に係る設計金額や入札公告文(案)を提出する必要があることから、これを含めて、「支出負担行為仮決議書(工事)」(以下「仮決議書」という。)の名称で、令和3年3月23日付けにて決裁を得ている。</p> <p>しかし、会計年度開始後の令和3年4月1日において、会計システム上での支出負担行為決議書の起票処理はなされているものの、実際の決裁行為はなされないまま入札公告などの契約手続が進められている。</p> <p>確かに、会計年度開始前の仮決議書において設計金額などの決裁を得ているものの、あくまで支出負担行為は会計年度中に行う必要があることから、今後、会計年度開始後に支出負担行為決議書の決裁を得ることを徹底するとともに、仮決議書の性格を明確に整理されたい。</p>
意見	② 提出書類等への押印廃止の周知について(下水道建設課)
内容	<p>国の行政手続における押印原則の見直しに伴い、大阪府でも土木請負工事等に係る提出書類等の押印義務を見直し、令和3年4月から提出書類様式の押印欄を原則として廃止している。</p> <p>市もこれにならっているが、工事請負契約締結時に受注者から提出される工程表に押印が残っているものがあった。</p> <p>押印自体は受注者側が行うものであり、たとえ押印されていたとしても、それをもって提出書類等の適否に影響を与えるものではないが、引き続き、押印の原則廃止の取扱いを事業者にも周知することが望まれる。</p>

(8)個別の事業に関する監査の結果及び意見－消防局所管事業

項目	1. 消防指令業務の共同運用(消防指令センター)
結果	① 再委託の未承諾について
内容	<p>消防防災情報システム保守業務委託に関して、受注者である日本電気株式会社ではない協和テクノロジズ株式会社により定期点検が行われていたが、再委託の承諾手続がとられていなかった。</p> <p>消防局によれば、消防防災情報システムのうち指令センターの中核である制御システムに係る保守業務は日本電気株式会社が行っているが、各署のパソコン、端末などの保守業務については、市の承諾を得て再委託できる「付随的・補助的な業務」として協和テクノロジズ株式会社が行ったとのことである。</p> <p>本委託業務にあたっては、消防局は日本電気株式会社との間で再委託の承諾手続をとる必要がある。</p>
意見	② 仕様書における再委託に係る「主たる部分」の記載について
内容	<p>「再委託に関するガイドライン」(豊中市総務部契約検査室 平成29年8月改正)においては、「業務の履行にあたって、契約の相手方が自ら履行しなければならないものについては、設計図書等に「主たる部分」として、原則、明示することとします。」とされている。したがって、本委託契約においても、仕様書に「主たる部分」を明示することが必要となると考えられるが、仕様書への明示が行われていなかった。</p> <p>今後、「再委託に関するガイドライン」の趣旨に則り、仕様書に再委託に係る「主たる部分」を明記することを検討すべきである。</p>
項目	2. 消防庁舎施設管理(消防総務課)
結果	① 施工体制台帳添付書類の不備について
内容	<p>北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事において受注者は、配管工事及び防露断熱工事を下請負人4社に請け負わせており、施工体制台帳が提出されている。</p> <p>しかし、提出された施工体制台帳に添付された、受注者と下請負人との間の注文書及び注文請書は、建設業法19条の1が求める要件を満たしていないことから、今後、国土交通省の「施工体制台帳等のチェックリスト」なども活用し、受注者からの施工体制台帳が建設業法等の求める内容であることを確かめる必要がある。</p>
結果	② 建設工事請負契約における承諾書の日付について
内容	<p>令和3年度に実施した北消防署合同庁舎貯湯槽改修緊急工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約により行われている。</p>

市作成の「緊急工事随意契約(5号)手続きフロー」によると、市は契約書の締結に先立って受注者に対し緊急対応の指示を文書により行い、受注者は指示書の受理及び承諾書の作成・提出を行うこととされているが、受注者から提出された承諾書に日付が記入されていなかった。

当該承諾書は、正式な契約書を取り交わすまでの間、市と受注者の実質的な契約関係を規定する重要な書類である。緊急工事の事務手続は頻繁に行うものではないが、適切に事務処理を行うことが必要である。

以上